



三ノ宮南地区  
 神戸市中央区  
 小野柄通 1～8丁目  
 御幸通 1～8丁目  
 磯上通 1～8丁目  
 八幡通 1～4丁目  
 磯辺通 1～4丁目  
 浜辺通 1～6丁目  
 約54ha

# 三ノ宮南地区 まちづくり基本協定書

建築行為などにあたっては  
**「三ノ宮南まちづくり協議会・まちなみ部会」への  
 事前相談をお願いします。**

地区内で建築物や工作物の新・増・改築、屋外広告物の新設・意匠変更等の行為をされる時は、**建築確認申請等の諸手続きの前、計画変更が可能な段階で「三ノ宮南まちづくり協議会・まちなみ部会」への事前相談をお願いします。**

平成 20 年 5 月 28 日

**三ノ宮南まちづくり協議会**

## 三ノ宮南まちづくり協議会・事務局

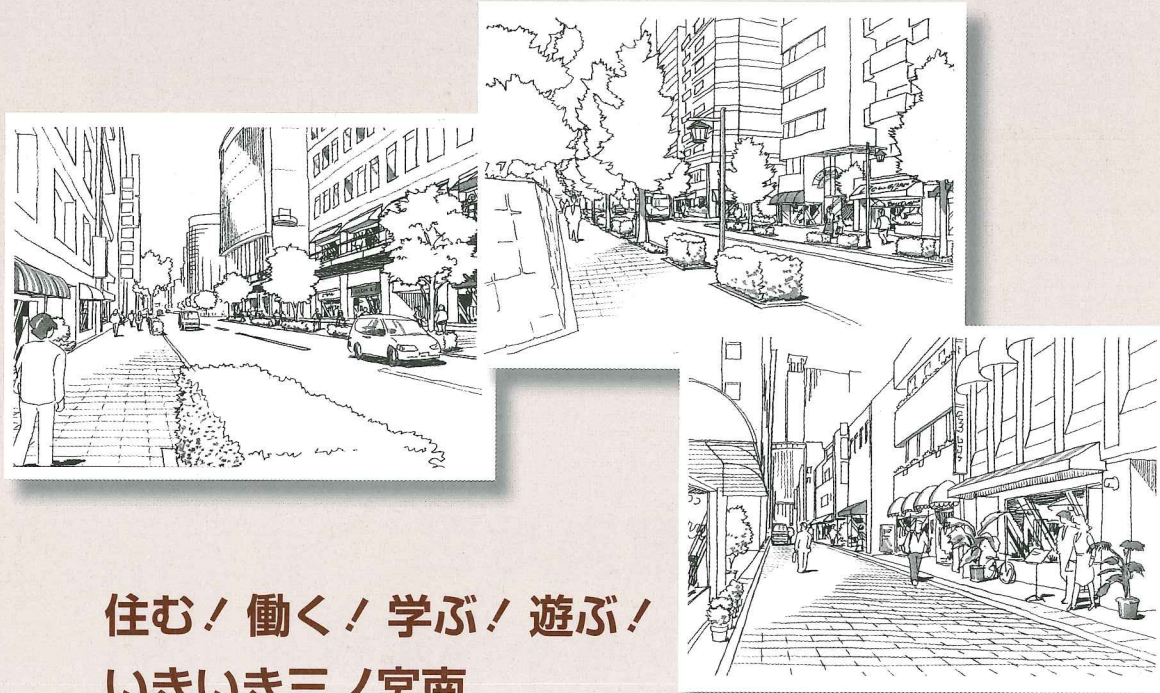
〒651-0086 神戸市中央区磯上通2丁目2-21 三宮グランドビル9階 森本倉庫(株)内  
 TEL 078-231-4970 FAX 078-231-5471



三ノ宮南まちづくり協議会では、魅力的で活力ある都心空間の形成を目指し、地区内での建設活動等にわたる規範として「まちづくり基本協定」を全会員の合意のもとに締結します。

## まちの将来像

商業、業務、文化、福祉、さらには住宅をも含む様々な機能が集積・複合する高質な都心空間



住む！働く！学ぶ！遊ぶ！  
いきいき三ノ宮南

～ 通りによって表情を変える滞留・交流空間 ～

## 建設活動等にわたる基準

### ■ 風俗営業等の禁止

キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場など「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」で定める業種の立地を禁止する。

ただし、この協定締結の際現に存するマージャン屋及びパチンコ屋は除外する。

### ■ 1階部分での住宅の禁止

まちの賑わいの連続性を確保するために、原則として建物の低層部は小売店舗や飲食店などとするとし、1階部分での住宅は禁止する。

ただし、戸建て住宅や長屋住宅の建替えを考慮して、建築面積が100㎡未満の建物については除外する。

### ■ 都心景観への配慮

建物の新築・改築・増築や広告物の掲出等にわたっては、高質な都心空間の形成に寄与するとともに、通りの個性を演出するよう配慮する。

なお、三ノ宮南地区のうち国道2号(ポータルライナー)以西の地区では、上記の基準に類似した事項が「地区計画」で定められています。

